

情報提供日	平成29年(2017年)3月30日
問い合わせ先	総務部職員室人事課
	078-918-5006 (内線 2427)

職員の処分について

以下のとおり、処分発令を行いましたので、お知らせします。

1 斎場管理センター職員による服務規律違反

(1) 職員A

① 職名等

市民・健康部斎場管理センター再任用職員（現65歳）

② 服務規律違反行為

無許可で葬儀代行業、業者登録基準に違反する行為を業者へ依頼など

③ 処分内容

懲戒免職

(2) 職員B

① 職名等

市民・健康部斎場管理センター衛生技能長（当時：現61歳）

② 服務規律違反行為

葬儀業者及び寺からの贈答品の受領、同センターの保管する工具の持ち帰り、葬儀業者への資料提供、葬儀業者からの花の受領など

③ 処分内容

分限免職

2 処分発令日

平成29年3月30日